

[補足説明 1 記入要領]

茨城県ボランティア・市民活動推進事業費助成金交付申請書 記入要領

助成金交付申請書を作成する前に、交付要項及び本記入要領をよく読み、助成対象となる団体及び事業について確認してください。

1 団体・グループの概要

- 「代表者名」には、団体・グループの代表者名を記入してください。
- 「事務所・活動拠点の所在地等」には、団体事務所のある住所もしくはグループ活動の拠点となっている施設・家屋等の住所を記入してください（審査結果通知書等の送付先となりますので、郵便物が確実に届くよう記入してください）。「主な活動地域」は、これまで実施してきた活動の範囲となる地域を記入してください。
- 「連絡担当者」は申請内容についての本会からの問い合わせに、日中ご回答いただける方のお名前、電話番号を記入してください。
- 「設立年月日」は、団体・グループの設立した年月日をご記入ください（法人は設立登記年月日を記入してください）。
- 「会員数」は、団体・グループの会員（登録）人数を記入してください。
- 「これまでの活動概要」は、これまで実施してきた主な活動について、活動内容や活動頻度、対象者等について箇条書きで記入してください。

2 申請事業概要

- 「申請事業名」は、具体的な活動内容が分かるよう記入してください。
- 「助成金申請額」は、申請事業の助成金額を記入してください。自主財源等を含む、合計支出額ではありません。
- 「取り組み課題・取り組みテーマ」は、地域にはどのような課題があり、申請事業はその解決を目指し、何を行うのか。また、申請事業実施されることで、どのような変化が地域に生まれるのかを記入してください。
- 「対象」は、申請事業の対象者を具体的に記入してください。
- 「実施期間」は、申請事業を実施する期間・時期を記入してください。なお、助成対象となるのは令和7年4月1日から令和8年3月31日に実施する事業となりますので、その期間内を事業実施期間としてください。
- 「活動内容」は、申請事業の具体的な内容について分かるように、実施する内容（プログラム）や回数、場所等について記入してください。
- 「協働・連携」は、事業実施に向け、現在どのような団体と協働・連携しているか。また、今後、申請事業を広げていくために、どのような団体と協働・連携を目指すかを記入してください。

- 「事業実施フロー」は、申請事業の実施にあたり、その準備や振り返りも含めてどのようなスケジュールで行うのかを記入してください。
- 「計画性」は、今年度の申請事業の実施計画の他、今後、申請事業を継続、又は拡大するために、どのような見通しを立てているか記入してください。

3 他の助成金・補助金について

- この助成金は、申請事業が、本会が実施するその他の助成金や、他機関が実施する助成金・補助金を受ける場合、助成対象外になることが要項で定められています。他の助成金・補助金を申請している場合には、その名称と交付決定時期を記入してください。

4 収入支出予算書

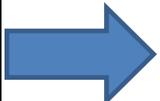
- 最上部の(事業名)の後の空欄には、申請事業名を記入してください。
- 「収入額」は、茨城県ボランティア・市民活動推進事業費助成金と、各団体の自主財源等の額を記入してください。この助成金は、申請事業に必要な費用のうち、1割以上は自主財源等から負担することが要項で定められています。
- 「支出額」は、内訳・単価・数量・金額が分かるよう記入ください。また、金額の内訳には、支出にあたり「助成金」と「自主財源等」をどのように使用予定かを記入してください。

5 添付書類

- 総会等の議決を経た最新の決算書、会則(定款もしくは規約)を必ず添付してください。また、活動内容が分かるもの(会報・パンフレット等)を併せて同封してください。
※設立から活動期間が1年未満の団体は、決算書の提出は不要です。
- 1点3万円以上の物品購入については、同一条件で2者分の見積書やカタログ等の資料を添付してください。
(見積書はコピーを添付)

6 申請方法

- 申請書は、団体が活動する市町村の社会福祉協議会に提出してください。
- メールでの申請を希望する場合は、提出する市町村社会福祉協議会に相談してください。
- 複数の市町村で活動している団体は、団体所在地の市町村社会福祉協議会に提出してください。

申請事業概要	<p>取り組み課題・取り組みテーマ</p> <p>(地域には、どのような課題があるのか)</p>	<p>地域で孤立しがちな方達への居場所づくり支援を行ってきましたが、コロナ禍以降、地域ではこのような悩みを抱えた方達が増えてきていると感じています。今までも複数団体と連携し、活動報告会を実施してきましたが、より多くの人たちに、この現状を知ってもらう必要があると捉えており、県内複数個所でシンポジウムを実施し、茨城県における支援の現状を知ってもらい、新たな支援者の育成を目指します。シンポジウムの実施により、地域での孤立に悩む方達が支援を受けやすい環境を作ります。</p>											
	<p>対象</p> <p>(誰に対して)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり等、地域での孤立に悩む当事者や家族。 ・支援活動を行うボランティア団体NPO団体。 ・ひきこもりの支援活動に興味のある県民の方達。 											
	<p>実施期間</p> <p>(いつ)</p>	<p>令和7年10月から令和8年1月の期間に開催予定</p>											
	<p>活動内容</p> <p>(どこで、何を、どのように行うか)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもりの方への訪問支援を長年実施している県外NPO活動者を講師に招き、支援で心掛けていることや、地域の社協・行政・学校等との連携について講演いただきます。 ・シンポジウムは、県北・県央・県南と3地域に分けて開催し、それぞれの地域で活動する団体に登壇してもらい意見交換を行います。 ・3回のシンポジウムを報告書としてまとめ、つながりのある複数の支援団体に配布します。社協・行政・学校と連携を目指す際には、それぞれの団体が報告書を活用することでスムーズな連携につながると考えています。 											
	<p>協働・連携</p> <p>(どのような団体と連携しているか・連携を目指すのか)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでも地元社会福祉協議会のボランティア祭りに参加する等、社会福祉協議会と連携しながら活動を行ってきました。 ・県内の他の団体では、社会福祉協議会とのつながりができていない団体もあるため、今回のフォーラムをきっかけに、各団体と社協とのつながりを強められればと考えています。 ・それぞれの団体が社協と連携して動ける状況をまず作り、社協と連携しながら行政や学校等とのつながりを作っていくと考えています。 											
事業実施フロー	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	内容	<p>開催にむけ、すでに連携の取れている複数団体とシンポジウム内容の協議を行う。</p>		<p>交付決定予定</p>	<p>交付決定を受け、講師の日程調整や会場の確保、広報活動を開始。</p>			<p>シンポジウム開催</p>	<p>シンポジウム開催</p>	<p>シンポジウム開催</p>	<p>報告書の作成</p> 		
<p>計画性</p> <p>(今年度計画・今後の計画)</p>	<p>連携している他の支援団体からも、ひきこもりの方達がおかれている現状を知ってもらうことが、より必要との声が挙がっています。自分たちの団体を中心となり、シンポジウム開催に向けた検討会を、月1回ペースで開催を計画しています。今回の取り組みで得られた経験をもとに、次年度以降も定期的にシンポジウム開催を継続したいと考えています。</p>												
<p>他の助成金・補助金について</p> <p>(他の助成金・補助金を申請している場合、記入してください)</p>	<p>・名称:</p> <p>・交付決定時期: 月頃</p>												
<p>申請事業に係る費用について、他の助成金・補助金を申請している場合は、その内容を記入してください。</p>													

(事業名) ひきこもり支援シンポジウムの開催事業 収入支出予算書

1 収入額

空欄のままにせず、1ページと同じ申請事業名を記入してください。

内 訳	金 額
茨城県ボランティア・市民活動推進事業費助成金	260,000
各団体の自主財源等	55,000
合 計	315,000

申請には、助成事業に係る費用のうち1割以上の自主財源等の負担が必要になります。

2 支出額

内 訳	単価	数量	金額	金額の内訳	
				助成金	自主財源等
講師謝金	40,000	3	120,000	80,000	40,000
登壇者(活動報告者)謝礼	5,000	6	30,000	20,000	10,000
会場賃借料	5,000	3	15,000	10,000	5,000
広報チラシ作成費	3	3,000	9,000	9,000	0
活動報告書作成費	1,000	100	100,000	100,000	0
プロジェクター	41,000	1	41,000	41,000	0
合計支出額			315,000	260,000	55,000

同封書類(以下の書類の添付は必須です)	添付チェック
総会等の議決を経た最新の決算書	
会則	
見積書(3万円以上の物品購入時)	

記入しないでください。

同封書類に漏れがないかチェックしてください。

※事務局使用欄	No.				
	受付日		書類確認		連絡

茨城県ボランティア・市民活動推進事業費助成金Q&A

No.	質問	回答
1	助成対象外となる「過去3年度において、茨城県社会福祉協議会が実施する助成金を受けた団体」とは何か。	令和4年度から令和6年度の間、本助成金、又は「はんどちゃんネットワーク運動サロン(居場所)活動応援助成金」を交付された団体のことです。
2	どのような事業が助成対象となるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアや地域福祉の理解を深める研修や、ボランティアの養成講座の開催 ・今後のボランティア活動推進に向けた調査研究 ・地域の生活課題等の解決に向けた、他のモデルとなる活動の開催 ・ボランティア意識の啓発、広報活動、学校・地域における福祉教育の開催 ・ボランティア活動を拡充するための機器・物品の購入 ・「子ども食堂」開催のための設備設置、物品・食材等の購入 などが考えられますが、不明な点は、事務局へお問い合わせください、
3	対象期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日とあるが、交付決定前の費用も、助成対象となるのか。	令和7年度に実施する事業を対象とするため、交付決定前の費用であっても、申請事業に必要な経費であれば、助成対象になります。
4	申請金額から減額し、助成額が決定されることもあるのか。(一部費用のみ助成など)	審査において申請内容(費目、単価や回数、数量の見積りなど)を検討した結果、申請金額から減額し助成額を決定することがあります。
5	手話サークルの会員を対象に、新たに点字の勉強会を開きたい。対象となるか。	グループ会員のみを対象とした勉強会は、当事者活動であり、助成対象になりません。
6	3万円以上の物品を購入する場合、見積書を必ず取らなければならないのか。	申請された物品の価格を確認するために、同一条件で価格の比較が行える資料の添付を求めています。比較が行える資料であれば、見積書に限らずカタログ等の資料でも可です。また、見積書はコピーを添付してください。
7	交付決定後、申請時の見積額から差が生じた。何か申請は必要か。	交付決定後、そのような状況が生じた場合は事務局へお問い合わせください。
8	交付決定後、申請した研修会について、予定していた講師を呼ぶことができなくなった。研修内容を変更したいのだが、何か申請は必要か。	事業の目的は変わらず、開催場所・日時や講師等の内容の変更であれば、助成金事業変更申請書(様式4号)の提出は必要ありません。

[補足説明3 助成金QA]

9	1点3万円以上の購入物品について、助成後5年間は転売及び廃棄ができないとあるが、自然災害等により物品が使用不可能になった場合でも、購入から5年以内は廃棄できないということか。	助成後、そのような状況が生じた場合は事務局へお問い合わせください。状況を伺い判断いたします。
10	1点3万円以上の購入物品については、助成後5年間、物品の現状を報告する必要があるか。	原則必要ありません。ただし、場合により本会から確認の連絡をする場合があります。